

# 「平成30年度第1回中小組合のための法律セミナー」開催！

～大阪弁護士協同組合 菅弁護士・高橋弁護士・外山弁護士が「組合役員の基礎知識」について講演～

大阪府中央会では去る4月11日(水)、マイドームおおさかにおいて「平成30年度第1回中小企業のための法律セミナー」を開催いたしました。参加者は46名でした。

講演テーマは「組合役員の基礎知識～組合役員として知っておきたい主なポイント～」、講師は大阪弁護士協同組合に所属する菅聡一郎弁護士、高橋敏信弁護士、外山将平弁護士。

まず、菅弁護士より、日々組合の法律相談を受ける立場から、組合事務局だけでなく役員にこそ組合法等の知識が必要と感じるとのお話があり、前提として、組合には株式会社とは異なる特徴があることを理解すべきことや、組合運営における手続きの重要性、リスク面など総論的な説明がなされました。

次に、外山弁護士より「役員(理事・監事)の資格及び職務権限」として、資格や主な職務権限、任期等について各項目ごとに詳細な説明があり、また、「役員の責任の観点から考えなければならないこと」として、役員の義務、利益相反取引、役員の兼職禁止、役員の損害賠償責任などについて分かり易い説明がなされました。

続いて、高橋弁護士より「理事会の運営にあたっての注意点」として、招集権者及び決議事項、理事会の議決、特別利害関係人、議事録、理事会決議の瑕疵の各項目ごとに詳細な説明があり、また、「総会の運営にあたっての注意点」として、総会の招集手続、運営、定足数及び議決要件、議事録の作成、手続懈怠のリスクなどについて詳細な説明がなされました。さらに、その他の問題として、特に「組合員の加入と脱退の扱いについての注意点」につき、重要なポイントの説明がなされました。

最後に、菅弁護士による総括として、「組合活動における役員の責任は小さくないが、株式会社とは違う法令・定款に基づくものである為、なじみが薄く誤解が生じることもある。組合という特殊性を意識しながら適切な運営をすることが大切。その為には大事な基本的ルールを理解し、疑問がある場合は大阪府中央会や専門家への相談を積極的に活用すべきである。」と締めくくられました。

今回のセミナーは、組合役員の基礎知識というテーマで、対象を組合役員並びに事務局に絞り開催されたものであり、参加者からは「認識していない事も多くあったので非常に勉強になった」、「人事異動の時期にタイムリーなテーマで大変参考になった」、「役員の役割、理事会、総会にテーマを絞り込んで頂き分かり易かった」等の感想が寄せられました。

大阪府中央会では中小組合並びに企業の皆様が抱える法律上の悩みやトラブルの解決に向けて、今後もこうしたセミナーを定期的で開催してまいりたいと考えております。

お時間の都合がございましたら、是非、次回以降も多数ご参加をいただきますようよろしくお願い申し上げます。



高橋 敏信氏

外山 将平氏

菅 聡一郎氏

